

「第2回アドバイザー会議」における質問内容及び回答内容

調書番号:9 事業名:災害時避難路通行確保対策事業費補助金

アドバイザー	質問内容	説明者職・氏名	回答内容
村上アドバイザー	<p>この事業の耐震診断率以外に、山梨県全体における昭和56年5月31日以前に建てられた建物の耐震診断率はどのくらいか。</p> <p>この事業とは別に耐震改修を対象にした補助制度はあるのか。</p> <p>この事業と重複した場合は両方の補助制度が利用できるか。</p> <p>空き家において耐震診断を実施した結果を、周辺の自治会や商店街に教えることはできるか。</p>	<p>副主幹 一之瀬 慎司</p> <p>課長 村松 恵</p>	<p>建物全体に関する耐震診断率の把握はしていない。</p> <p>なお、指標については、住宅の耐震化率という形で、国で実施している住宅・土地統計調査を基に推計したものを耐震改修促進計画の中で公表しており、本県では85.4%となっている。</p> <p>昭和56年5月31日以前に建てられた木造の住宅に対する補助制度がある。</p> <p>重複して利用することはできない。</p> <p>令和2年度末が耐震診断の結果の報告期限となっており、その後、集計して公表することとしている。結果の公表については、公平性を確保する必要があることから、公表する前に、個別に結果を伝えることはできない。</p>

「第2回アドバイザー会議」における質問内容及び回答内容

調書番号:9 事業名:災害時避難路通行確保対策事業費補助金

アドバイザー	質問内容	説明者職・氏名	回答内容
村上アドバイザー	<p>建替についても補助対象になるとのことだが、自己負担の割合については、改修工事と同様に4/15となるということか。</p> <p>建替を実施したい場合には、上限まで直ぐに達してしまうということで、なかなか進まなくなるとのことか。</p> <p>東京都はすでに公表しているとのことだが、公表したことによって、問題等が起こっているか。</p>	課長 村松 恵	<p>建替の場合も補助率は同じである。しかし、補助額の上限を設定しているため、工事種別にかかわらず補助額は同じになる。建替の場合は、除却費で補助額の多くを使ってしまうケースが多い。</p> <p>上限額を超える金額については、自己負担となるため、建替については難しいところもある。</p> <p>特に問題になっているというようなことは聞いていない。</p>
小澤アドバイザー	<p>耐震化が進まない理由として、費用面が主な理由となっているが、そういった方に対してどのように働きかけていくか。</p> <p>耐震診断を実施しない方については、命令をすることとなっているが、どういうものとなるか。</p>		<p>所有者に対して、耐震診断だけではなく、耐震化の必要性や、補助制度を活用することにより、自己負担が少なくてすむことを説明しているが、まずは、法律で義務付けられている耐震診断の実施について取り組んでいる状況である。</p> <p>耐震診断の結果について、期限までに報告しなかった所有者に対して、法律に基づいて、診断や報告を行うように命令を出すこととなる。</p>

「第2回アドバイザー会議」における質問内容及び回答内容

調書番号:9 事業名:災害時避難路通行確保対策事業費補助金

アドバイザー	質問内容	説明者職・氏名	回答内容
小澤アドバイザー	<p>早急にやらないと危険な建物もあると思うが、そういう建物は無いのか。また、そのような建物に対して命令を行わないのか。</p> <p>防災出張講座を行っているとのことだが、自身が防災リーダーの研修を受けた際、建物に関する話を聞くことはなかったが、どういうことか。</p>	<p>課長 村松 恵</p> <p>副主幹 一之瀬 慎司</p>	<p>診断結果の未報告者に対する命令であり、改修に関する命令ではない。また、いわゆる危険空き家に該当するようなものはない。</p> <p>県では様々な出張講座を実施しており、内容については主催者や受講者の意向に応じて決めている。防災関係の研修であっても、建物の耐震化に関する要望や意向が無い場合、内容を盛り込むのは難しい。</p>
小口アドバイザー	<p>甲府市は他の市町村と比較して対象が多いため、特に、重点的に取り組む必要があると思われるが、そのような対応等は考えているか。</p> <p>公表される数値は県全体として出るものだから、甲府市への対応を除くことはできないと思う。目立つところに積極的に取り組み、県民を巻き込むやり方もある。</p>	<p>課長 村松 恵</p> <p>課長補佐 米山 文人</p>	<p>甲府市については、所管行政庁になっており、県と同様に、建築物に関する法律を所管している。</p> <p>甲府市内の建物の耐震診断結果の報告の受理についても、甲府市が行うこととなっているなど、市が権限をもって対応しているが、連携を図り取り組んで行く。</p> <p>県としては、甲府市を含む関係市町村とのヒアリング等を通じて、情報交換を行いながら、必要な助言等をしている。</p>

「第2回アドバイザー会議」における質問内容及び回答内容

調書番号:9 事業名:災害時避難路通行確保対策事業費補助金

アドバイザー	質問内容	説明者職・氏名	回答内容
小口アドバイザー	<p>いくつかの市町村では、対象数が多くても進んでいるが、何か理由があるのか。うまくやっている市町村の取り組みについて情報共有を図ることが必要である。</p> <p>耐震診断から設計、改修までの期限は決まっているか。</p> <p>耐震診断だけで終わってしまうのでは意味がない。法律上の話なので無理だとは思いますが、期限がないと進まないのではないか。</p>	副主幹 一之瀬 慎司	<p>建物規模等による違いが考えられるが、取り組み内容に大きな違いはない。必要な情報等については、適宜市町村と共有しながら進めている。</p> <p>法律上の期限はない。</p> <p>法律上の規定がないので、改修について義務化を課すのはできない。建物は個人の資産なので、法規制までは難しい。</p>